

報告第 10 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求める。

令和5年6月6日提出

有田川町長 中山正隆

専 決 処 分 書

地方自治法第179条第1項の規定により、次の事項を専決処分する。

令和5年3月31日専決

有田川町長 中山 正 隆

専決処分事項	令和4年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算 (第1号)
理 由	令和4年度の事業費が確定したことにより、繰入金等の 額が確定したので、予算の補正を要するため。

令和4年度

有田川町簡易排水事業特別会計補正予算

(第1号)

令和4年度有田川町簡易排水事業特別会計補正予算（第1号）

令和4年度有田川町の簡易排水事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ100千円を減額し歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,994千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和5年3月31日専決

有田川町長 中山正隆

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
1	使用料及び手数料	831	△88	743
	1 使用料	831	△88	743
2	繰入金	1,261	△10	1,251
	1 繰入金	1,261	△10	1,251
3	繰越金	1	△1	0
	1 繰越金	1	△1	0
4	諸収入	1	△1	0
	1 雑入	1	△1	0
	歳 入 合 計	2,094	△100	1,994

歳 出

款	項	補正前の額	補正額	計
		千円	千円	千円
2	施設費	1,315	0	1,315
	1 簡易排水施設管理費	1,315	0	1,315
4	予備費	100	△100	0
	1 予備費	100	△100	0
	歳 出 合 計	2,094	△100	1,994

予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

- 1 総 括
- 2 歳 入
- 3 歳 出

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
1 使用料及び手数料	831	△88	743
2 繰入金	1,261	△10	1,251
3 繰越金	1	△1	0
4 諸収入	1	△1	0
歳入合計	2,094	△100	1,994

2 歳 入

1 款 使用料及び手数料

△88千円

1 項 使用料

△88千円

目	補正前の額	補 正 額	計
1 下水道使用料	千円 831	千円 △88	千円 743
計	831	△88	743

2 款 繰入金

△10千円

1 項 繰入金

△10千円

1 一般会計繰入金	1,261	△10	1,251
計	1,261	△10	1,251

3 款 繰越金

△1千円

1 項 繰越金

△1千円

1 繰越金	1	△1	0
計	1	△1	0

4 款 諸収入

△1千円

1 項 雑入

△1千円

1 雑入	1	△1	0
計	1	△1	0

節		金額	説明	
区分				
1	下水道使用料	千円 △88	下水道課 下水道使用料	千円 △88

1	一般会計繰入金	△10	下水道課 一般会計繰入金	△10

1	繰越金	△1	下水道課 繰越金	△1

1	雑入	△1	下水道課 雑入	△1

3 歳 出

2 款 施設費

0千円

1 項 簡易排水施設管理費

0千円

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1 簡易排水施設管理費	千円 1,315	千円 0	千円 1,315	千円	千円	千円 △88	千円 88
計	1,315	0	1,315	0	0	△88	88

4 款 予備費

△100千円

1 項 予備費

△100千円

1 予備費	100	△100	0			△2	△98
計	100	△100	0	0	0	△2	△98

節		説	明
区 分	金 額		
	千円	財源更正	千円

		財源更正